

# 役員報酬および費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクト定款第19条に基づき、役員及び監事の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤理事とは、団体の日本・海外事務所もしくはそれに相当する活動拠点を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。

(4) 報酬は、第3条に定める役員が受ける報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費とは明確に区分される。

## (報酬の範囲)

第3条 代表理事に対し、その職務の対価として月額役員報酬を支給することができる。

2. 代表権をもたない理事および監事に対しては、役員報酬を支給しない。

## (報酬の支払)

第4条 代表理事の役員報酬は、従業員給与水準を考慮し、理事会で報酬額を決定する。

## (報酬の支給日)

第5条 役員報酬は、毎月28日に前月分を支給する。支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日に支給する。

## (非常勤理事の経費精算)

第6条 非常勤理事には下記の通り日当および交通費を実費支給する。

### (1) 出張日当

海外出張・日本国内出張規程に基づき支給する。また、総会、理事会等宿泊を伴わない役員業務遂行の際は、同規程に基づき宿泊を伴わない出張終了日と同額を支給する。

### (2) 交通費その他の諸経費

実費に基づき支給する。交通費については、主たる勤務場所もしくは自宅から団体が指定する場所までに要した実費とする。

(附則)

1. この規程の改廃は、理事会の決裁を経なければならない。
2. この規程は、平成 26 年 2 月 11 日より施行する。

# 賃金規程

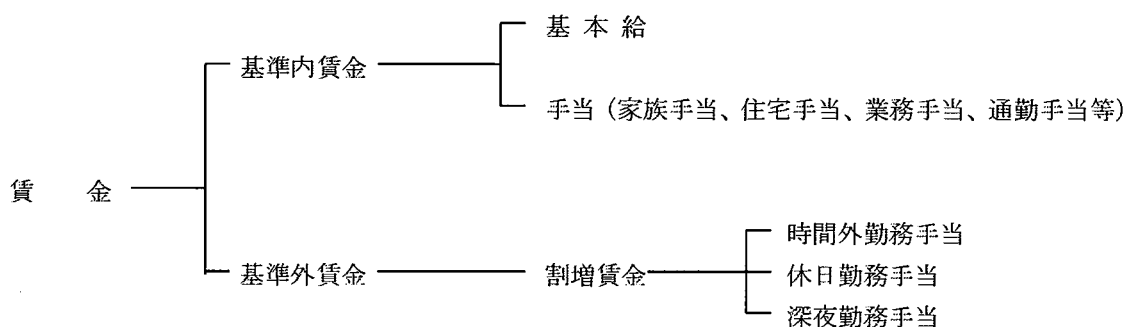
## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

この規程は、NPO法人かものはしプロジェクト正職員就業規程に基づき、正職員（以下、職員）の賃金および賞与について定めたものである。ただし、アルバイト、パートタイム職員、派遣職員については契約等の定めるところによる。

### 第2条（賃金の構成）

賃金の構成は以下のとおりとする。



### 第3条（賃金計算期間および支払日）

- 賃金は、当月1日から起算し、当月末日を締め切りとした期間（以下、「賃金計算期間」という）について計算し、翌月28日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。
- 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは職員（第1号については、その遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
  - ①職員が死亡したとき
  - ②職員が退職し、または解雇されたとき
  - ③職員またはその収入によって生計を維持している者が結婚する、出産する、疾病する、災害を被る、または職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため臨時に費用を必要とするとき
  - ④前各号のほか、やむを得ない事情があるとディレクター・カンファレンスで認められたとき

### 第4条（賃金の支払方法）

- 賃金は本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。
  - 1) 源泉所得税
  - 2) 住民税（市町村民税および都道府県民税）
  - 3) 雇用保険料
  - 4) 健康保険料（介護保険料を含む）
  - 5) 厚生年金保険料
  - 6) 団体の貸付金の当月返済分（本人の申し出による）

#### 第5条（遅刻、早退または欠勤の賃金控除）

遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、以下の計算式によりその休業した時間に応じる賃金は支給しない。ただし、この規程または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。各種手当のうち通勤手当は欠勤の場合のみ計算に参入する。

##### ①賃金計算期間において、欠勤10日未満の場合

以下の賃金を給与より控除して支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{各種手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間（1ヶ月平均所定労働日）}} \times \text{欠勤時間数（欠勤日数）}$$

##### ②賃金計算期間において、欠勤10日以上の場合

以下の賃金を日割り支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{各種手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間（1ヶ月平均所定労働日）}} \times \text{出勤時間数（出勤日数）}$$

#### 第6条（中途入社または中途退職の賃金計算）

賃金計算期間の中途に入社または退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式により日割り支給するものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{各種手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

#### 第7条（休職期間中の賃金）

原則として、就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。ただし、団体が特に必要と認めた場合は基本給および業務手当を限度として支給することがある。

## 第2章 基準内賃金

#### 第8条（基本給）

基本給は日給月給制とし、団体と取り交わした労働条件書に基づき支給する。

#### 第9条（給与改定）

- 給与改定は基本給または業務手当を対象に年に1回、職員各人の前年度（以下、「算定期間」という）勤務成績を査定して決定し、当月から支給する。ただし、団体の業績によっては、その時期を延期もしくは見送ることがある。
- 以下の各号の一に該当する者については給与改定を保留することがある。
  - 算定期間中の欠勤日数30日を超える者
  - 正職員就業規程により懲戒処分を受けた者
  - 著しく技能が低い者、または勤務成績ならびに素行不良の者
  - 勤続6ヶ月未満の者
- 団体は必要に応じ臨時の給与改定を行なうことがある。

#### 第10条（住宅手当）

- 以下の手当を支給する。なお、駐在員については駐在員規程に従う。
  - 扶養家族を有する者（もしくはそれに相当する者） 1.5万円

・上記以外の者

1万円

#### 第11条（業務手当）

1. 業務手当は、団体と取り交わした労働条件書に基づき支給する。本手当は定額割増手当（時間外手当等）として支給する。また、兼任や特命業務を担うなどの場合、[理事会]の承認を得た上で業務手当を加減することとする。
2. ディレクターのうち管理監督者については、別途役職手当3万円を支給する。

#### 第12条（家族手当）

1. 以下の条件に該当する場合、扶養手当を支給する。被扶養者とは所得税法に定める被扶養者とする。ただし、18歳未満の子どもは所得税法の基準とする。
  - ・ 扶養者と被扶養者が生計を一にし、扶養者の収入で生計を維持していること
2. 支給額は以下に応じて支払う
  - ・ 配偶者の場合 1万円
  - ・ 子ども（18歳になる年度の3月31日まで）がいる場合 1人につき5千円

#### 第13条（通勤手当）

通勤手当として運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額を支給する。ただし、非課税枠を限度とする。

- ①公共交通機関を利用する者 実費相当額
- ②自転車を利用する場合月額4,100円を上限に支給する

\*自宅から最寄駅まで徒歩20分程度（又は距離2km）以上の場合のみ、通勤手当を支給する。

### 第3章 基準外賃金

#### 第14条（定額割増賃金）

1. 定額の割増手当は、第2条に定める割増賃金であり、時間外労働・休日労働および深夜労働の有無および時間数にかかわらず、業務実体上予測可能な範囲内で業務手当に含む時間数および金額を労働条件通知書により明示し、業務手当として支払うものとする。
2. 実際の時間外労働時間数、休日労働時間数および深夜労働時間数に基づいて賃金規程第2条の規定により算出した割増賃金の額が業務手当を超過するときは、その超過額を割増賃金として、業務手当とは別に支給する。
3. 時間外、休日、深夜業務手当の計算は次のように行う。

時間外勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
休日勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$
深夜勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{深夜労働時間数}$

※1 算定基準賃金とは基準内賃金から家族手当と通勤手当を除いたものをいう。

3. 前項の規定により算出した割増賃金の額が業務手当を超過しないときは、業務手当を支給し、それ以外の割増賃金は支給しない。

#### 第4章 賞 与

##### 第15条 (賞 与)

1. 賞与は年に1-2度、団体の目標達成率、経営状況、次年度の資金需要、職員各人の勤務成績を査定して、ディレクター・カンファレンスで決定し支給する。ただし、業績によっては、賞与の額を縮小または見送ることがある。
2. 夏季賞与は6月の給与支払日、冬季賞与は12月の給与支払日と同日に支給する。

#### 付 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

平成26年2月11日改定

平成27年5月22日改定

平成28年5月26日改定

平成29年3月31日改訂

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	事業年度	H30年4月1日～H31年3月31日
-----	----------------------	------	--------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	189,317,000円
受取寄附金	53,101,717円
受取助成金	49,245,223円
普及啓発事業収益	2,053,516円
受取利息	53,303円
為替差損益	1,358,279円
雑収益	1,309,118円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	296,438,156円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし









4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
[Redacted]	10,000円	平成30年4月27日
	10,000円	平成30年5月31日
	10,000円	平成30年6月29日
	10,000円	平成30年7月31日
	10,000円	平成30年8月31日
	10,000円	平成30年9月28日
	10,000円	平成30年10月31日
	10,000円	平成30年11月30日
	100,000円	平成30年12月26日
	10,000円	平成30年12月28日
	10,000円	平成31年1月31日
	10,000円	平成31年2月28日
	10,000円	平成31年3月31日
		円
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
14	57,152,624円

6 支出した寄附金に関する事項

[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
なし				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
合 計				円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。） [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
H.30/04/05	██████████: 業務委託費	109,560
H.30/04/05	██████████: 業務委託費	100,397
H.30/04/05	██████████: 業務委託費	83,403
H.30/04/05	██████████: 業務委託費	82,490
H.30/04/05	██████: 会議費	316,712
H.30/04/06	██████████: 業務委託費	132,975
H.30/04/06	██████████: 業務委託費	269,789
H.30/04/09	██████████: 業務委託費	491,618
H.30/04/10	██████████: 業務委託費	29,863
H.30/04/10	██████████: 業務委託費	2,632,371
H.30/04/19	██████████: 業務委託費	1,914,849
H.30/04/26	██████████: 業務委託費	75,973
H.30/05/02	██████████: 業務委託費	110,220
H.30/05/02	██████████: 業務委託費	91,850
H.30/05/02	██████████: 業務委託費	89,354

実 施 日	使 途	金 額
H.30/05/02	██████████: 業務委託費	83,500
H.30/05/07	██████████: 業務委託費	2,749,240
H.30/05/07	██████████: 業務委託費	109,560
H.30/05/07	██████████: 業務委託費	32,664
H.30/05/14	██████████: 業務委託費	63,225
H.30/06/04	██████████ 業務委託費	1,648,252
H.30/06/04	██████████: 業務委託費	109,560
H.30/06/04	██████████: 業務委託費	109,560
H.30/06/04	██████████ 業務委託費	100,659
H.30/06/04	██████████: 業務委託費	91,300
H.30/06/04	██████████: 業務委託費	83,000
H.30/06/04	██████████: 業務委託費	6,864
H.30/06/05	██████████: 業務委託費	276,227
H.30/06/05	██████████: 業務委託費	2,444,308
H.30/06/08	██████████: 業務委託費	114,201
H.30/06/11	██████████: 業務委託費	1,233,169
H.30/06/14	██████████: 業務委託費	1,802,840
H.30/06/15	██████████: 業務委託費	609,757
H.30/06/15	██████████ 業務委託費	278,915
H.30/06/22	██████████: 業務委託費	554,995
H.30/06/25	██████████: 業務委託費	166,876
H.30/06/26	██████████: 業務委託費	28,294
H.30/07/02	██████████: 業務委託費	563,824
H.30/07/02	██████████: 業務委託費	142,496
H.30/07/02	██████████: 業務委託費	113,347
H.30/07/02	██████████: 業務委託費	108,240
H.30/07/02	██████████: 業務委託費	90,539
H.30/07/02	██████████: 業務委託費	89,675

実施日	使 途	金 額
H.30/07/02	██████████: 業務委託費	82,000
H.30/07/09	██████████: 業務委託費	130,400
H.30/07/13	██████████ 業務委託費	1,720,165
H.30/07/18	██████████: 業務委託費	136,434
H.30/07/18	██████████: 業務委託費	84,000
H.30/07/25	██████████: 業務委託費	286,260
H.30/07/27	██████████: 業務委託費	77,736
H.30/07/30	██████████: 業務委託費	118,496
H.30/07/30	██████████: 業務委託費	80,760
H.30/07/31	██████████: 業務委託費	164,000
H.30/08/02	██████████: 業務委託費	1,499,115
H.30/08/06	██████████ 業務委託費	145,204
H.30/08/06	██████████ 業務委託費	121,787
H.30/08/06	██████████ 業務委託費	108,900
H.30/08/06	██████████: 業務委託費	90,750
H.30/08/06	██████████: 業務委託費	89,991
H.30/08/06	██████████: 業務委託費	82,500
H.30/08/08	██████████: 業務委託費	1,989,927
H.30/08/08	██████████: 業務委託費	163,762
H.30/08/09	██████████: 業務委託費	928,931
H.30/08/16	██████████: 業務委託費	5,140,008
H.30/08/16	██████████ 業務委託費	37,135
H.30/08/17	██████████: 業務委託費	1,249,699
H.30/08/17	██████████: 業務委託費	114,323
H.30/08/24	██████████: 業務委託費	32,200
H.30/08/27	██████████: 業務委託費	194,400
H.30/08/31	██████████ 業務委託費	458,325
H.30/09/03	██████████: 業務委託費	412,245

実施日	使途	金額
H.30/09/07	業務委託費	124,573
H.30/09/07	: 業務委託費	97,624
H.30/09/07	業務委託費	81,160
H.30/09/07	業務委託費	196,766
H.30/09/07	業務委託費	109,200
H.30/09/12	: 業務委託費	146,016
H.30/09/12	: 業務委託費	187,053
H.30/09/18	業務委託費	255,154
H.30/09/20	: 業務委託費	481,900
H.30/10/04	業務委託費	71,550
H.30/10/04	: 業務委託費	69,397
H.30/10/05	: 業務委託費	118,607
H.30/10/05	業務委託費	103,620
H.30/10/05	業務委託費	103,620
H.30/10/05	: 業務委託費	87,479
H.30/10/05	: 業務委託費	78,500
H.30/10/11	: 業務委託費	267,336
H.30/10/11	業務委託費	229,873
H.30/10/11	: 業務委託費	1,636,125
H.30/10/12	業務委託費	59,541
H.30/10/30	業務委託費	127,100
H.30/10/30	: 業務委託費	1,884,209
H.30/11/07	業務委託費	110,600
H.30/11/07	: 業務委託費	108,895
H.30/11/07	業務委託費	104,280
H.30/11/07	: 業務委託費	94,721
H.30/11/07	業務委託費	79,000
H.30/11/08	業務委託費	1,280,302

実施日	使 途	金 額
H.30/11/12	██████████: 業務委託費	1,942,055
H.30/11/13	██████████: 業務委託費	951,377
H.30/11/13	██████████: 業務委託費	1,525,457
H.30/11/16	██████████ 業務委託費	66,240
H.30/11/20	██████████ 業務委託費	64,000
H.30/11/22	██████████: 業務委託費	161,000
H.30/11/27	██████████: 業務委託費	112,940
H.30/11/27	██████████████████████: 業務委託費	844,360
H.30/12/03	██████████████████ 業務委託費	632,895
H.30/12/03	██████████ 業務委託費	1,211,516
H.30/12/05	██████████: 業務委託費	454,368
H.30/12/06	██████████: 業務委託費	121,127
H.30/12/06	██████████: 業務委託費	111,765
H.30/12/06	██████████: 業務委託費	109,892
H.30/12/06	██████████: 業務委託費	107,580
H.30/12/06	██████████: 業務委託費	83,026
H.30/12/06	██████████: 業務委託費	59,253
H.30/12/06	██████████████████: 業務委託費	36,675
H.30/12/11	██████████: 業務委託費	122,498
H.30/12/11	██████████: 業務委託費	41,055
H.30/12/12	██████: 業務委託費	5,648,196
H.30/12/19	██████████: 業務委託費	93,377
H.30/12/19	██████████: 業務委託費	40,703
H.30/12/19	██████████: 業務委託費	384,345
H.30/12/26	██████████: 海外旅費交通費	3,631
H.30/12/26	██████████: 業務委託費	197,120
H.30/12/27	██████████: 業務委託費	40,572
H.30/12/27	██████████: 業務委託費	35,565



実施日	使途	金額
H.30/12/27	██████:業務委託費	2,055,493
H.30/12/27	██████████:業務委託費	177,100
H.30/12/27	██████████業務委託費	1,750,568
H.30/12/28	██████████:業務委託費	611,583
H.30/12/28	██████████業務委託費	2,830,175
H.31/01/04	██████:業務委託費	3,585,118
H.31/01/07	██████████業務委託費	134,013
H.31/01/07	██████████業務委託費	110,600
H.31/01/07	██████████業務委託費	104,280
H.31/01/07	██████████業務委託費	104,934
H.31/01/07	██████████:業務委託費	98,644
H.31/01/07	██████████業務委託費	91,237
H.31/01/11	██████████業務委託費	444,787
H.31/01/23	██████████業務委託費	449,623
H.31/02/04	██████████:業務委託費	100,074
H.31/02/05	██████████業務委託費	326,880
H.31/02/06	██████████:業務委託費	334,330
H.31/02/07	██████████業務委託費	132,256
H.31/02/07	██████████:業務委託費	114,780
H.31/02/07	██████████業務委託費	114,470
H.31/02/07	██████████業務委託費	109,198
H.31/02/07	██████████:業務委託費	103,481
H.31/02/07	██████████業務委託費	96,720
H.31/02/07	██████████業務委託費	1,612
H.31/02/08	██████████:業務委託費	211,692
H.31/02/15	██████████:業務委託費	27,966
H.31/02/19	██████████業務委託費	1,182,133
H.31/02/19	██████████業務委託費	18,526

実施日	使 途	金 額
H.31/02/20	██████████: 業務委託費	889,611
H.31/02/25	██████████: 業務委託費	23,700
H.31/02/28	██████████: 業務委託費	129,560
H.31/02/28	██████████: 業務委託費	110,598
H.31/02/28	██████████ 業務委託費	97,961
H.31/02/28	██████████: 業務委託費	94,800
H.31/02/28	██████████: 業務委託費	94,800
H.31/02/28	██████████ 業務委託費	83,741
H.31/02/28	██████████ 業務委託費	25,528
H.31/02/28	██████████ 業務委託費	177,061
H.31/03/01	██████████: 業務委託費	932,619
H.31/03/01	██████████: 業務委託費	731,060
H.31/03/01	██████████ 業務委託費	2,056,331
H.31/03/06	██████████: 業務委託費	81,247
H.31/03/06	██████████: 業務委託費	53,532
H.31/03/06	██████████ 業務委託費	38,704
H.31/03/11	██████████: 業務委託費	70,030
H.31/03/13	██████████: 業務委託費	529,394
H.31/03/13	██████████: 業務委託費	448,408
H.31/03/22	██████████ 業務委託費	415,402
H.31/03/29	██████████ 業務委託費	98,103
H.31/03/29	██████████ 業務委託費	821,842
H.31/03/29	██████████ 業務委託費	89,185
H.31/03/29	██████████ 業務委託費	163,944

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㊸	平成30年4月1日～平成31年3月31日	6人	0人	0%	2人	33.3%
㊹	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊺	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊻	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊼	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		7人	0人	0%	0人	0%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㊽	㊾	㊿	㊻	㊼	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉓」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉓」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		6人	人	人	人	人	0人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	0人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
齋藤 早耶香		理事		○						平成 16 年 9 月 22 日 就任
本木 恵介		理事		○						平成 16 年 9 月 22 日 就任
青木 健太		理事		○						平成 16 年 9 月 22 日 就任
樋口 哲朗		監事		○						平成 25 年 6 月 23 日 就任
下澤 嶽		理事		○						平成 25 年 6 月 23 日 就任 平成 30 年 6 月 23 日 退任
伊藤 健		理事		○						平成 25 年 6 月 23 日 就任
山本 龍太郎		監事		○						平成 28 年 6 月 25 日 就任

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

# 独立監査人の監査報告書

2019年6月20日

特定非営利活動法人かものはしプロジェクト

代表理事 本木 恵介 殿

公認会計士事務所

公認会計士

私は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトの委嘱に基づき、別添の2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表等、すなわち、活動計算書、貸借対照表並びに財産目録について監査を行った。

## 財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠して財務諸表等を作成することであり、また作成される財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に応じて受入可能なものであるかを判断することにある。

理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私はリスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め、財務諸表等の表示を検討することが含まれる。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

私は、上記の財務諸表等が、すべての重要な点において、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

## 財務諸表等の基礎

財務諸表の注記に記載されているとおり、財務諸表等は、所轄庁へ提出するために、「NPO法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

特定非営利活動法人かものはしプロジェクトと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成30年度 活動計算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人かものはしプロジェクト  
(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
<b>(A) 経常収益</b>		
1 受取会費 受取会費	189,317,000	189,317,000
2 受取寄附金 受取寄附金	53,101,717	53,101,717
3 受取助成金等 受取助成金	49,245,223	49,245,223
4 事業収益 普及啓発事業収益	2,053,516	2,053,516
5 その他の収益 受取利息 為替差損益 雑収益	53,303 1,358,279 1,309,118	2,720,700
<b>経常収益計</b>		<b>296,438,158</b>
<b>(B) 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費 給料手当 法定福利費	21,315,362 3,014,286	24,329,648
(2) その他経費 業務委託費 研修費 広告宣伝費 会議費 諸会費 旅費交通費 海外旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 印刷製本費 新聞図書費 保険料 支払手数料 荷造運賃費 支払報酬 租税公課	98,140,742 1,149,976 58,510,759 405,187 373,950 2,538,351 2,223,924 36,343 21,951 180 11,212 20,548 10,028,299 162,461 764,113 145,200	174,533,176
<b>事業費計</b>		<b>198,862,824</b>
2 管理費		
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 福利厚生費	35,837,262 5,649,186 149,581	41,636,029
(2) その他経費 業務委託費 研修費 広告宣伝費 会議費 諸会費 旅費交通費 海外旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 印刷製本費 新聞図書費 水道光熱費 保険料 地代家賃 支払手数料 荷造運賃費 リース料 雑費 支払報酬 租税公課	5,445,687 4,299,874 2,907,144 1,174,582 32,400 1,874,503 1,711,265 2,869,104 1,084,280 2,040,797 54,911 345,878 207,690 3,227,040 1,176,146 167,267 427,680 566,929 6,575,472 78,250	36,266,879
<b>管理費計</b>		<b>77,902,908</b>
<b>経常費用計</b>		<b>276,765,732</b>
<b>当期経常増減額 (A)-(B)・・・①</b>		<b>19,672,424</b>
<b>(C) 経常外収益</b>		<b>0</b>
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>		<b>0</b>
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>
<b>当期経常外増減額 (C)-(D)・・・②</b>		<b>0</b>
<b>税引当期正味財産増減額 ①+②・・・③</b>		<b>19,672,424</b>
<b>前期繰越正味財産額・・・④</b>		<b>85,550,330</b>
<b>次期繰越正味財産額 ③+④</b>		<b>105,222,754</b>

## 平成30年度 貸借対照表

特定非営利活動法人かものほしプロジェクト

科	目	金額	小計・合計
【A】	資産の部		
1	流動資産		
	現金預金	116,804,463	150,913,977
	未収金	33,787,242	
	前払費用	322,272	
	流動資産合計・・・①		150,913,977
2	固定資産		
	(1) 投資その他の資産		991,800
	差入保証金	991,800	
	固定資産合計・・・②		991,800
【A】	資産合計 ①+②		151,905,777
【B-1】	負債の部		
1	流動負債		
	未払金	12,747,585	46,683,023
	未払法人税	70,000	
	未払消費税	140,600	
	前受助成金	31,864,564	
	預り金	1,860,274	
	流動負債合計・・・③		46,683,023
	負債合計 ③		46,683,023
【B-2】	正味財産の部		
	前期繰越正味財産額	85,550,330	105,222,754
	当期正味財産増減額	19,672,424	
	正味財産合計		105,222,754
【B】	負債及び正味財産合計 【B-1】+【B-2】		151,905,777



## 平成30年度 財務諸表の注記

事業報告用

## 特定非営利活動法人かものはしプロジェクト

## 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 有形固定資産の減価償却の方法  
定額法

(2) 消費税等の会計処理  
税込方式

## 2. 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。  
当法人の期末時点で用途が制約されていない正味財産は105,222,754円です。

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
インド事業	0	49,245,223	49,245,223	0	実際の助成金入金額と当期増加額の差額は、前受助成金として貸借対照表に計上しています。
合計	0	49,245,223	49,245,223	0	

## 3. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	4,020,689	0	4,020,689	0	0	0
車両運搬具	1,253,674	0	1,253,674	0	0	0
合計	5,274,363	0	5,274,363	0	0	0

## 4. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	計算書類に計上された金額	内、役員との取引	内、近親者及び支配法人との取引
(活動計算書)			
業務委託費(管理費)	5,445,667	1,432,507	0
活動計算書計	5,445,667	1,432,507	0

## 5. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

## ・事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当、賞与および法定福利費については従事割合に基づき按分しています。

・給料手当には使用人兼務役員分も含まれていますが、支給対象者数が少ないため個人情報保護の観点から金額の明示を省略しています。

## 平成30年度 財産目録

特定非営利活動法人かものはしプロジェクト

科	目	金額	小計	合計
<b>【A】 資産の部</b>				
1	流動資産			
	現金預金			150,913,977
	現金	79,030	156,723	
	外貨現金ドル	77,693		
	普通預金		116,647,740	
	普通預金 東京三菱UFJ銀行渋谷中央支店	67,994,445		
	外貨預金 東京三菱UFJ銀行渋谷中央支店	34,349,974		
	ゆうちょ銀行 019店	10,205,762		
	三井住友銀行 渋谷中央支店	2,746,266		
	みずほ銀行 渋谷中央支店	1,351,293		
	未収金		33,787,242	
	前払費用		322,272	
	流動資産合計・・・①			150,913,977
2	固定資産			
	(1) 投資その他の資産			991,800
	差入保証金		991,800	
	固定資産合計・・・②			991,800
<b>【A】 資産合計 ①+②</b>				<b>151,905,777</b>
<b>【B-1】 負債の部</b>				
1	流動負債			
	未払金		12,747,585	46,683,023
	未払法人税		70,000	
	未払消費税		140,600	
	前受助成金		31,864,564	
	預り金		1,860,274	
	流動負債合計・・・③			46,683,023
<b>【B-1】 負債合計 ③</b>				<b>46,683,023</b>
<b>【B-2】 正味財産合計 【A】 - 【B-1】</b>				<b>105,222,754</b>

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名		特定非営利活動法人かものはしプロジェクト		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
現金出納帳	EXCEL 使用 ルーズリーフ	随時	7年	
総勘定元帳	会計ソフト (ソリマチ会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	7年	
仕訳日記帳	会計ソフト (ソリマチ会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	7年	
固定資産台帳	EXCEL 使用 ルーズリーフ	随時	7年	
棚卸資産台帳	EXCEL 使用 ルーズリーフ	随時	7年	
給与台帳	給与計算ソフト (cells 給与) 使用 ルーズリーフ	毎月	7年	

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	198,862,824 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	198,862,824 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。  
 ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	291,663,940 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	291,663,940 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

## (注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次業)(ハ及びニ)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が20万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が20万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること					チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成	年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup></p> <p>2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ